



令和4年度広島県高等学校等奨学金

しょうがくせい

奨学生募集のご案内

ひろしまけんこうとうがっこうとうしょうがくきん
広島県高等学校等奨学金 は経済的理由により修学が困難と認められる高校生等を対象に、**学資金の一部を貸し付ける制度**です。

10月を貸付開始月として奨学金を借り受ける**奨学生の募集を開始します。**


1 申請方法 **令和4年9月16日（金）募集開始**

書類提出期限は**在学する高校等に確認**してください。


① 学校に申請書類を取りに行く

広島県 高校奨学金 二次 **検索**

※ ホームページからもダウンロードできます



② 申請書類に記入
※ 必要書類を添付



③ 学校へ提出



2 奨学金の内容

区分	貸付月額		貸付時期	貸付期間	利息
	自宅通学	自宅外通学			
国公立学校	18,000円	23,000円	毎月20日 (原則)	令和4年10月から 在学する学校の 標準の修業年限	無利息
私立学校	30,000円	35,000円			

- この奨学金は給付ではありません。将来必ず全額を返していただく必要があります。
- 詳細については、募集案内を学校から受領して確認してください。

3 対象者

次の全てに該当する方が対象となります。

- 高校等^{*}に在学している生徒
※ 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、高等専門学校、特別支援学校の高等部又は専修学校高等課程（修業年限2年以上のものに限る。）
- 保護者等が広島県内に住所を有している
- 学習状況が良好である生徒
- 保護者等の年間収入額の合計が収入基準額以下である

【収入基準額の目安】 ※ この表は目安ですので、家族構成や収入状況により収入基準額は異なります。

区分	3人世帯	4人世帯	5人世帯
	父・母・本人	父・母・本人・中学生	父・母・本人・中学生・小学生
給与収入のみの場合	576万円	665万円	730万円
事業所得のみの場合	229万円	291万円	337万円

- 同種の奨学金等の借受け等をしていない生徒



－ お問合せ先 －

広島県教育委員会事務局 きょういくしえんすいしんか 教育支援推進課 きかくちようせいがかり 企画調整係
電話 082-513-4996 メールアドレス kyosuishin@pref.hiroshima.lg.jp

（メールでお問合せの際は、件名を「しょうがくきんにじほしゅう奨学金二次募集」としてください。）

奨学金（二次）

[R4.9.16]

ざいがくほしゅう にじ
令和4年度 在学募集(二次)案内

ひろしまけんこうとうがっこうとうしょうがくきん
広島県高等学校等奨学金

しょうがくしょうがくきん
(修学奨学金)

奨学金の貸付けを希望される皆さんへ

- 申請手続は、学校を通じて行ってください。
- 学校への書類提出期限を御確認ください。

(参考) 学校から県教育委員会への書類提出期限
令和4年10月31日(月)

広島県教育委員会

【担当部署（問合せ先）】

広島県教育委員会事務局 きょういくしえんすいしんか 教育支援推進課 きかくちようせいがか 企画調整係

(〒730-8514 広島市中区基町9-42)

電話 (082) 513-4996

[受付日時] 月曜日～金曜日（祝日を除く。）午前9時から午後5時まで

メールアドレス kyosuishin@pref.hiroshima.lg.jp

しょうがくきんにじほしゅう
(メールでお問い合わせの際は、件名を「奨学金二次募集」としてください。)

制度概要(在学募集[二次])

「広島県高等学校等奨学金」は、経済的理由により修学が困難と認められる高校生等を対象に、学資金の一部を貸し付ける制度です。

10月を貸付開始月として奨学金を借り受ける奨学生を募集します。

募集予定者数

60名程度

貸付額(月額)

区分	自宅通学	自宅外通学*	貸付利息
国公立学校	18,000円	23,000円	無利息
私立学校	30,000円	35,000円	

※ 自宅外通学とは、申請日現在において、自宅(申請者本人と生計を一にする家族の住所)以外の場所から通学している方をいい、申請者が希望した場合にのみ適用します。

貸付要件

次の要件の全てを満たす者が対象となります。

1 高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)、高等専門学校、特別支援学校の高等部又は専修学校高等課程(修業年限2年以上のものに限る。)(以下「高等学校等」という。)に在学していること。

○ 広島県内・県外の別、国立・公立・私立の別等は問いません。

2 保護者等が広島県内に住所を有すること。

保護者等とは、次のいずれかです。

- (1) 申請者が独立して生計を営む場合は、当該申請者
- (2) 申請者が独立して生計を営まない場合は、当該申請者を所得税法上の同一生計配偶者又は扶養親族とする者

3 経済的理由により修学が困難であること。

経済的理由により修学が困難とは、

申請者が属する世帯の父、母又はこれに代わって家計を支えている者(以下「父母等」という。)の年間の全収入額が、収入基準額(定める額)以下であることをいいます。

具体的な取扱いについては、別記1・2(2ページ)を参照してください。

4 学習状況が良好であること。

学習状況が良好であることとは、次のいずれにも該当することをいいます。

- (1) 性行不良でないこと(生徒指導上の問題行動がないこと。)
- (2) 学習意欲があると認められること。
(日々の学習状況や生活態度及び申請時の作文等により判断します。)

5 独立行政法人日本学生支援機構法による学資貸与金その他同種の資金を他から借り受けていないこと。

具体的な取扱いについては、別記3（下記）を参照してください。



生活保護世帯の方は、申請前に必ず管轄の福祉事務所に相談してください。

奨学金は将来返していただく必要があります。生活保護世帯であることを理由に奨学金の返済が免除されることはありません。確実に返済できる将来設計が立てられるか検討した上で、申請してください。

【別記1】 父母等の具体的な取扱い

- 1 父母が共にいる場合は、父及び母
- 2 父母のいずれか一方しかいない場合は、当該の父又は母のみ
- 3 父母いずれもいない場合は、申請者の生計を維持する者（複数存在する場合は全員）

【別記2】 収入基準額（別に定める額）以下であることの具体的な取扱い

次のいずれかに該当することが必要です。

- 1 申請者が、生活保護法に基づく保護を受けている者の世帯※に属している。
※ 申請者と生計を一にしている家族又は同一の住居に居住している家族は、原則として同一世帯とし、次の場合は、同一の住居に居住していなくても同一世帯とします。
 - ① 主たる生計維持者が勤務地の関係で別居しているとき
 - ② 就学又は病気療養のため一時別居しているとき
 - ③ その他上記のいずれかと同様の状態にあるとき
- 2 父母等が、それぞれ個人住民税が非課税である又は減免されている。
- 3 父母等の収入又は所得額が、次の区分ごとの目安に収まっている。

【収入基準額の目安（給与収入のみの場合）】 … 収入総額

区分	3人世帯 (父・母・本人)	4人世帯 (父・母・本人・中学生)	5人世帯 (父・母・本人・中学生・小学生)
収入基準額	576万円	665万円	730万円

【収入基準額の目安（事業所得のみの場合）】 … 所得額

区分	3人世帯	4人世帯	5人世帯
収入基準額	229万円	291万円	337万円

※ 収入基準額は、申請者ごとに計算されるため、家族構成等で異なります。

表に示す収入基準額はあくまで目安であり、収入総額等が、目安を下回る場合でも基準外となること、目安を上回る場合でも基準内となる場合があります。

【別記3】 その他同種の資金の具体例な取扱い

その他同種の資金 とは、次のものをいいます。

併願申請は可能ですが、これらの奨学金等を借り受けることとなった場合は、広島県高等学校等奨学金の貸付けを受けることはできません。

- 1 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による修学資金
- 2 生活福祉資金貸付制度要綱（平成2年厚生省通知第398号）による教育支援資金のうち教育支援費
- 3 広島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付要綱（昭和51年広島県教育委員会告示第4号）による修学奨励金
- 4 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）に基づく就学奨励費

募 集 時 期

令和4年9月16日（金）から令和4年10月31日（月）まで

※ 募集時期の終期は、学校から県教育委員会への提出期限です。申請書等は学校が定める期限内に、学校へ提出してください。

貸 付 期 間

令和4年10月から、在学する高等学校等の修業年限の終わる月まで

ただし、次のとおり、奨学金の貸付けを打ち切り又は休止することがあります。

- 1 次のいずれかに該当する場合は、奨学金の貸付けを打ち切ることがあります。
 - (1) 奨学生の資格要件（1～2ページ）の貸付要件）のいずれかに該当しなくなった場合
 - (2) 奨学金の貸付けを辞退した場合
 - (3) 不正な手続により貸付けを受けた場合
 - (4) 修学する上で必要な学資以外の用途に奨学金を使用した場合等
- 2 休学・留学・原級留置等の場合は、その期間、貸付けを休止します。

奨 学 金 の 保 証 人

原則として広島県内に住所を有し、かつ、成年者である保証人を2人立てる必要があります。

- 保証人は、奨学金の貸付けを受けた方と連帯して債務を負担する「連帯保証人」となります。
- 保証人に対し、奨学金の制度や申請内容、償還方法等を十分に説明しておいてください。
- 保証人の正式な登録は、奨学生として決定後に提出いただく誓約書により行います。
- 保証人2人のうちの1人は、申請者が未成年者である場合は申請者の親権者又は未成年後見人としてください。もう1人は、申請者及び他の保証人と生計を同一にする者でないものとしてください（例：生計を同一にする父と母が同時に保証人になることはできません。）。
- 誓約書には、保証人2名が署名、印鑑登録された印鑑（実印）の押印及び印鑑登録証明書の添付が必要です。

奨 学 金 の 交 付

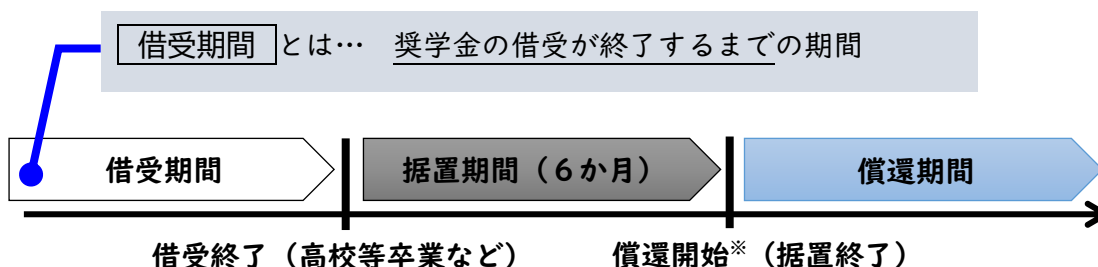
口座振替の方法^{※1}により、毎月20日（土・日曜日及び祝日の場合は、その前の平日）に当月分を交付します。

※1 奨学金の振込先は奨学生（生徒）本人の名義の口座を指定していただきます。

※2 当初の交付は、奨学生決定後に必要な書類を提出いただいた後、最も早い場合で令和4年12月に令和4年10月分から12月分を交付する予定です。

償還方法等

奨学金の借受期間が満了する月の翌月から起算して6か月の据置期間を経過した後から償還が始まります。



※ 奨学金の返済が困難となった場合には、申請により償還を猶予（一時的に返済を将来に延期）することがあります。

1 償還期限・年間償還額

奨学金は借受総額に応じて、次の償還年数の範囲内で償還していただきます。

1年間に償還していただく最小金額は、「②年間償還基準額」のとおりです。

①借受総額	②年間償還基準額	③償還年数（最長） 【①÷②】
20万円以下	3万円	1～6年
20万円超～40万円以下	4万円	5～10年
40万円超～50万円以下	5万円	8～10年
50万円超～60万円以下	6万円	
60万円超～70万円以下	7万円	
70万円超	借受総額の1割	10年

※ 令和2年度以降の入学生で、予約募集で入学準備金を借り受けている場合は、入学準備金を含めた額が借受総額となります（ただし、保証人〔2名〕が同一の場合に限ります。）。

2 償還方法

月賦、半年賦、年賦又は一括により事前に登録いただく預金口座からの自動引落とります。

なお、次のとおり、申請により償還を猶予し、又は償還金の全部又は一部を免除することがあります。

(1) 償還を猶予できる場合

- ア 借受者（奨学金の貸付けを受けた者（生徒）をいう。以下同じ）が災害による損害、長期の傷病等により償還が困難と認められるとき
- イ 借受者が高等学校等に在学しているとき又は大学等に進学したとき
- ウ 借受者が失業中のとき等

(2) 償還金の全部又は一部を免除できる場合

- ア 借受者が死亡したとき
- イ 借受者が心身の障害により、労働能力を喪失し、又は労働能力に高度の制限を受けることとなったとき等

【参考】 修学奨学金（2年6か月間）を借り受けた場合に最長年数で毎回均等に償還する場合

区分		借受総額	償還年数	1回の償還額 (月賦の場合)
国公立	自宅	540,000円	9年	5,000円
	自宅外	690,000円	9年	6,400円 〔最終回〕 5,200円
私立	自宅	900,000円	10年	7,500円
	自宅外	1,050,000円	10年	8,750円

※ 広島県教育委員会のホームページに「償還計画シミュレーション」（自動算出）を掲載していますので、参考にしてください。



チェック

- 1 償還金は、次の奨学生に貸付けを行うための原資となります。
- 2 本県では、奨学金の償還に係る回収督促業務を専門業者（サービサー）に外部委託しています。このため、奨学金の償還が滞った場合は、借受者や保証人（2人）に対し、業者から督促等の連絡を行います。
- 3 正当な理由がなく滞納が長期間続く場合は、貸し付けた奨学金の全部を一括して償還していただく場合や、そのための法的措置（裁判所を通じた手続）を実施することがあります。
この場合、裁判所から保証人等の勤務先に対し、奨学金の滞納が生じていることの連絡がなされる場合があります。

奨学金の申請手続等

申請書等の提出

申請を行う場合は、学校が定める期限内に所定の申請書等を学校に提出してください。

- 提出いただいた申請書等に不備や疑義の生じる内容がある場合は、県教育委員会の担当者から保護者等へ電話連絡等をさせていただき、書類の修正や追加提出をお願いすることがあります。
- 申請書や提出書類の不備が修正されない場合は、貸付けが不承認になることがあります。

提出書類

1 広島県高等学校等奨学金貸付申請書（修学奨学金用）

9ページの記入例を参考に、黒のボールペン等の消えない筆記具で漏れなく記入してください。

2 作文

テーマは「学校生活の目標」です。（例：学業、スポーツ、芸術・文化、学校行事等）
原稿用紙（600字）は、所定のものを使用し、500字以上は書いてください。

3 世帯の収入等に関する確認票

4 父母等の収入（控除）証明書類

「世帯の収入等に関する確認票」の質問に回答し、該当箇所に記載の書類を確認票に添付して提出してください。

世帯状況	提出書類・留意事項
生活保護法に基づく保護を受けている世帯	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活保護受給証明書（原本） ※ 世帯員全員が記載され、証明書の使用目的に「広島県高等学校等奨学金貸付申請のため」と記載されているものがが必要です。管轄の福祉事務所に相談してください。
父母等が個人住民税を非課税とされた世帯又は減免されている世帯	<ul style="list-style-type: none"> ○ (令和4年度分) 個人住民税の課税台帳記載事項証明書（原本） ○ (令和4年度分) 個人住民税の減免決定通知書（写し） ※ 上記提出書類に、申請者（生徒）を税法上扶養していることが分かる記載が必要です。 (扶養親族の欄に申請者氏名又は人数が記載されている等)
父母等の全収入額が、収入基準額以下である世帯	<p>【年間収入が分かる書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (令和3年分) 源泉徴収票（写し） ○ (令和4年度分) 個人住民税の課税台帳記載事項証明書（原本） ○ (令和4年度分) 個人住民税の納税通知書（写し） ○ (令和4年度分) 特別徴収税額決定通知書（写し） ※ 上記提出書類に、申請者（生徒）を税法上扶養していることが分かる記載が必要です。 (扶養親族の欄に申請者氏名又は人数が記載されている等) ○ 「非課税収入の確認書類一覧」に記載の書類 <p>【基準額考慮のための書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「基準額考慮のための書類一覧」に記載の書類

【非課税収入の確認書類一覧】

収入の区分（※ 該当がある場合）	提出書類
児童手当を受給	児童扶養手当証書（写し）
遺族・障害基礎年金を受給	年金証書又は年金額改定通知書（写し）
雇用保険の基本手当（失業給付）を受給	雇用保険受給資格者証（写し）
疾病又は負傷により傷病手当金を受給	傷病手当通知書（写し）

【基準額考慮のための書類一覧】

世帯の状況（※ 該当がある場合）	提出書類
就学者のいる世帯（小・中学校除く）	在学証明書（原本）（本人分除く） ※ 学生証の写しは不可
障害のある者がいる世帯	障害者手帳、療育手帳（写し）
長期に療養を要する者のいる世帯	病院・診療所等の証明書、領収書等
生計を主として維持する者が別居している世帯	光熱水費の領収書等
火災、風水害又は盗難等の被害を受けた世帯	警察署等発行の証明書等

5 次表の左欄に該当する場合、右欄に掲げる書類

区 分	提出が必要な書類
同一世帯員（同居・別居を問わず、申請者と生計を一にしている者）で広島県外に住所を有している者がいる場合※	当該者の住民票の写し等（マイナンバー及び本籍地の記載のないもの）の原本
申請者及び他の保証人と生計を同一にする者でない保証人の住所が申請者等と同一の場合 （例） <ul style="list-style-type: none"> ・ 二世帯住宅で保証人の2人のうちの1人が「父母のいずれか」もう1人が「祖父母等のいずれか」の場合等 	① それぞれの保証人の世帯全員の住民票の写し（世帯主の記載があり、マイナンバー及び本籍地の記載のないもの）の原本 ② それぞれの保証人の光熱水費いずれかの領収書の写し（同じ月の同じ種類のもの） ③ 生計が同一でない旨の申立書（任意様式）

※ 広島県外に住所を有している者が、高校生以上の兄弟姉妹等で「世帯の収入等に関する確認票」に「在学証明書（原本）」を添付して提出する場合は住民票の写し等は不要です。

- 奨学金の貸付申請に係る住所等の確認については、「住民基本台帳ネットワークシステム」による本人確認情報を利用して確認します。
- 同一世帯員（同居・別居を問わず、申請者と生計を一にしている方）で広島県内に住所を有している方については、「住民票の写し」等の提出は不要です。
- 同一世帯員で広島県外に住所を有している方については、「住民票の写し」等（マイナンバー及び本籍地の記載がないもの）の原本の提出が必要です。

奨学生の決定等

県教育委員会において、提出された申請書等を審査の上、11月中旬に奨学生を決定する予定です。

- 奨学生に係る審査結果については、各学校を通じて決定通知書を送付してお知らせします。
- 奨学生として決定された場合は、併せて次の書類を送付しますので、必要事項を記入し、必要書類を添付の上、学校が定める期日までに提出していただきます。
- 奨学生の決定を受けた後であっても、届出により、貸付けを辞退することは可能です。

提出時期	提出先	提出書類 (決定時に配付します。)	添付書類
奨学生決定後	在籍する 高等学校等	・誓約書(修学奨学金) ・奨学金預金口座振替依頼書	・印鑑登録証明書等※ ・通帳等の写し

※ 広島県外に住所を有する方が保証人となる場合は、その理由書(任意様式)の提出が必要です。

参考 奨学金申請から交付までの流れ

1 申請書類を学校へ提出する

- 書類が全て揃っていることを確認して学校へ提出します。

2 県教育委員会から決定通知書等が届く

- 県教育委員会が高等学校等を通じて審査結果を文書でお知らせします。
- 貸付けに必要なその他の書類の用紙を送付します。

3 貸付けに必要な書類を学校へ提出する

- 詳細は **上記「奨学生の決定等」** を参照してください。

4 奨学金が指定口座に振り込まれる

- 毎月20日頃に当月分の奨学金が指定口座に振り込まれます。
- 当初は、令和4年10月分に遡って入金します。

申請書記入例

R4 二次

住所欄は、全て現住所を記入

自宅外通学の場合は、寮等の住所を記入

記入を誤った場合は、二重線で消し、余白に正しい内容を記入
訂正印の押印は不要

保護者等欄は、申請者の税法上の扶養者を記入

無職の場合は、「無職」と記入

保護者等の現住所が住民票住所と異なる場合は、光熱水費の領収書等の写しを提出してください。

日中連絡が取れる電話番号を記入

申請日現在の年齢を記入

「給与」「事業」「年金」「農業」「その他」の区分で記入

同一生計の方を全員記入し、広島県外居住者については、「住民票の写し」等を提出してください。

保証人 (親権者等)	氏名	奨学 春樹	昭和・平成 52年4月4日生	続柄 父
	住所	〒 同上 (電話番号 — —)		
保証人	氏名	広島 太郎	昭和・平成 53年7月7日生	続柄 叔父
	住所	〒 721-0031 福山市××町1-1-1 (電話番号 080-1236-5678)		
	名称	□□銀行		
	勤務先	〒 721-0000 福山市××町1-2-3		

- 連帯保証人として2名を記入 (※ 保証人としての正式な登録は、別途行います。)
- ① 保証人のうち、1人は親権者 (同一世帯の父母のいずれか)
 - ② 保証人のうち、1人は親権者以外で別生計の成人の方
- ※ 同一住所の場合 (二世帯住宅等) は、住民票の写し等が必要 (7ページ参照)

全定通専攻/高専/専/特	年	貸付期間	R4.10 ~ R	決定番号	347
--------------	---	------	-----------	------	-----

広島県高等学校等奨学金貸付申請書（修学奨学金用）

令和 年 月 日

広島県教育委員会様

申請者 住所
氏 名

奨学金の貸付けを受けたいので、広島県高等学校等奨学金貸付条例第5条第1項の規定により申請します。

申請者 (本人)	氏 名 (生年月日)	ふりがな (昭和・平成 年 月 日)	年齢 歳	通学形態 自宅通学・自宅外通学		
	住 所	〒 (電話番号 — —)				
	在学学校名	国・公・私立 学校 課程 科 年		学年・年次		
保護者等	氏 名	ふりがな	続柄 本人の ()			
	住 所	〒 広島県 (電話番号 — —)				
本人及び家族の状況	続柄	氏 名	年齢	勤務先(学校名)	収入の種類等	年間収入額
	父					円
	母					円
	本人					円
					自宅・自宅外	円
					自宅・自宅外	円
					自宅・自宅外	円
					自宅・自宅外	円
生計を維持する者の全収入額						円
他制度との併願状況	次の制度と併願している場合、必ずチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 独立行政法人日本学生支援機構奨学金 <input type="checkbox"/> 生活福祉資金（教育支援資金のうち教育支援費） <input type="checkbox"/> 母子及び父子並びに寡婦福祉法による修学資金 <input type="checkbox"/> 広島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金 <input type="checkbox"/> 特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づく就学奨励費					
保証人 (親権者等)	氏 名		昭和・平成 年 月 日生	続柄		
	住 所	〒 (電話番号 — —)				
保証人	氏 名		昭和・平成 年 月 日生	続柄		
	住 所	〒 (電話番号 — —)				
	勤務先	名 称		所在地	〒 (電話番号 — —)	

注 1 別に定める申請事実を証する書類を添付すること。
 2 不用の文字は、消すこと。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

※【事務処理欄】この欄は記入しないでください。

国公立	私立	自宅	自宅外	貸付額	円/月	
全	定	通	専 / 専 / 専 / 特	年	貸付期間	R 4.10 ~ R . 決定番号 3 4 7

世帯の収入等に関する確認票

学校名	第 学年	氏名
-----	------	----

次の1～3全ての質問に回答するとともに、必要に応じて「提出書類」欄の該当の□に✓印を記入し、提出書類をこの用紙に添付して提出してください。

なお、提出書類にマイナンバー（個人番号）が記載されている場合は、番号が分からないように塗りつぶしてください。

1 非課税世帯等の確認

質問	回答	提出書類
		※「はい」の場合、次の <u>いずれか</u> の書類を添付してください。
申請日現在、次のいずれかに該当しますか。 (1) 生活保護世帯 (2) 父母等の市町村民税が非課税である (3) 父母等の市町村民税が減免されている	□はい 以下の2, 3に回答する必要はありません。	【生活保護世帯】 □ 生活保護受給証明書（原本） ※ <u>世帯員全員が記載されており、証明書の使用目的に「広島県高等学校等奨学金貸付申請のため」と記載されているもの</u> 【非課税又は減免とされた者】 <u>非課税の場合</u> □ 父母等の令和4年度個人住民税の課税台帳記載事項証明書（原本） <u>減免の場合</u> □ 上記課税台帳記載事項証明書及び令和4年度個人住民税の減免決定通知書（写し）
	□いいえ	以下の2, 3に回答してください。

2 父母等の年間の全収入額の確認

〔（例）A：父，B：母〕

(1) 課税収入（給与、年金等）の確認（令和3年1月から令和3年12月の状況）					
質問	回答		提出書類		
	A	B	A	B	
① 会社に勤めており、勤務先から給与を受け取っていましたか。	□はい □いいえ	□はい □いいえ	□	□	令和3年分源泉徴収票（写し） ※ <u>給与収入のみの場合</u>
② 自分で事業を営んでおり、その事業から収入を得ていましたか。	□はい □いいえ	□はい □いいえ	□	□	令和4年度個人住民税の課税台帳記載事項証明書（原本）
③ 公的年金（国民年金・厚生年金）を受給していましたか。	□はい □いいえ	□はい □いいえ	□	□	令和4年度個人住民税の納税通知書（写し）又は 令和4年度個人住民税の特別徴収税額決定通知書（写し）
④ ①～③以外で、課税対象の収入を受け取っていましたか。	□はい □いいえ	□はい □いいえ	□	□	令和3年分確定申告の控え（第1・2表（両方）の写し） ※ 税務署の受付印又は受信通知等のあるもの
※ ①～④で全て「いいえ」の場合、右記のいずれかの書類を添付してください。（収入が全くない場合）			□	□	令和4年度個人住民税の課税台帳記載事項証明書（原本） □ 令和3年分確定申告の控え（第1・2表（両方）の写し） ※ 所得金額が0円の確認ができるもの

提出するいずれかの書類に、申請者（生徒）を税法上扶養していることが分かる記載が必要です。

【裏面に続く】

(2) 非課税収入（児童扶養手当、遺族年金等）の確認（令和3年1月から令和3年12月の状況）

質 問	回 答		提出書類		※「はい」の場合、 <u>いずれか</u> の書類を添付してください。
	A	B	A	B	
① 児童扶養手当を受給していましたか。 ※ ひとり親家庭などの児童生徒のために、地方自治体から支給される手当	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	児童扶養手当証書（写し） 受給の確認ができる書類（注） （ ）
② 遺族・障害基礎年金を受給していましたか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	年金証書又は年金額改定通知書（写し） 受給の確認ができる書類（注） （ ）
③ 雇用保険の基本手当（失業給付）を受給していましたか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	雇用保険受給資格者証（写し） ※ 基本手当日額，給付日数が記載されている面の写し 受給の確認ができる書類（注） （ ）
④ 疾病又は負傷により傷病手当金を受給していましたか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	傷病手当通知書（写し）

（注） 「受給の確認できる書類」として通帳の写しを提出する場合は、氏名（口座名義人）及び該当項目の記載のあるページの写しを添付し、該当項目以外の入出金の記録は塗りつぶしてください。

3 同一世帯（申請書に記入した方）の状況確認

次の場合は、状況が確認できた場合に収入基準額算定上考慮されます。

「回答」欄が「はい」であっても、提出書類が添付されていない場合は収入基準額算定上考慮されませんので御了承ください。

質 問 ※ 全ての質問に回答してください。	回 答	提出書類
① 申請者（生徒）以外で、高校生以上の兄弟姉妹等がいますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> 在学証明書（原本） ※ 学生証の写しは不可
② 障害者手帳又は療育手帳を交付されている方がいますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> 障害者手帳，療育手帳（写し）
③ 申請日現在，6か月以上療養している者，療養が必要な方がいますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> 病院，診療所等の証明書，領収書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
④ 生計を主として維持する者が別居していますか。（単身赴任等）	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> 光熱水費の領収書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
⑤ 火災，風水害又は盗難等の被害を受けましたか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> 警察署等発行の証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）

【連絡事項がある場合に御記入ください。】